

震災資料の保存と研究の必要性

—なぜ、震災資料の蓄積が必要か—

水本浩典[†]

1995年の阪神・淡路大震災時に作成された避難所に関する文書、復旧に係わる公文書や、2011年3月以降の東北地方大震災時の関係資料は、将来の災害に備えるための貴重な分析データであり、放置したり秘匿せず、「教訓」として分析し活用することが、緊急の課題である。そのために、震災資料を広範に集積し、現代文書であっても忌避せず分析する研究の場が必要である。

The necessity of preservation and study of earthquake materials -Why is it necessary to accumulate the earthquake information-

MIZUMOTO HIRONORI[†]

Documents related to the shelter, archives pertaining to restoration that created during the 1995 great Hanshin-Awaji earthquake, as well as the relevant documents of the Tohoku earthquake created after March,2011, which are valuable data analysis to prepare for the future disasters. It is an urgent issue to analyze and take full advantage of the data as "lessons", without leave or concealment. Therefore, we do need a field of research that we can accumulate earthquake materials extensively and analyze them without evasion even they are contemporary documents.

1. はじめに～東北地方太平洋沖地震発生直後に考えたこと～

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方をはじめ広く東日本一帯に甚大な被害を与えた。所謂、東日本大震災である。筆者は、3月13日付けで、緊急のお願い文書を作成し、関係各所に発信した。

歴史的な観点からみると、たった18年前の出来事に関する一次資料が、その価値を認識されることなく、破棄・散逸していく事実を、目の当たりにしている筆者は、今回の東日本大震災でも同じ現実が待ち受けていると考え、できることなら、早い時期からのデータ保存を心掛けることが必要であると考えたからである。

しかし、現実には、あまりの惨事と地震災害に関連して発生した福島第一原子力発電所の事故への対処など、その日その日の対応に追われる現実からは、その現実を記録したデータを保存するといった「ゆとり」は皆無な状況にあったためか、この緊急アピールに対する反応は、まったくといっていいほどなかった。

しかし、記録保存に関して、首を傾げざるを得ない出来事を伝えるニュースが新聞などで報道された。新聞は、「政府、震災関連重要会議で議事録を作らず」という見出しで、政府自体が重要会議の記録保存をないがしろにしていた事実を白日の下に晒した[1]。

この事実は、政府による震災対応がどのようになされた

のかを検証する際に大きな支障をきたすであろうことが想像される。

3月11日以降、政府が緊急に作った対策会議などは以下のようなものがあつた。

会議	本部長など
原子力災害対策本部	首相
政府・東京電力統合対策室	
原発事故経済被害対応チーム	
緊急災害対策本部	首相
被災者生活支援チーム	防災相
官邸緊急参集チーム	
各府省連絡会議	
経済情勢に関する検討会合	
電力需給に関する検討会合	
電力改革及び東電に関する関係会合	

図1 朝日新聞掲載震災関連重要会議表

これら会議録が数カ月分も作成されてことなかったというのである。

しばらくすると、宮城県でも地震発生以後、10月まで90回分の会議録未作成。福島県でも、地震発生直後から3月16日までの33回分を未作成であることが、次々と公表

[†] 神戸学院大学
Kobegakuin University

1 朝日新聞朝刊、2012年1月27日誌面。

された。

この事実は、他の関係都県、市町村でも、同様な事態が想像できる。

翻ってみると、すでに「公文書などの管理に関する法律」が2009（平成21）年7月10日に施行されている。この法律のなかで、行政文書の作成を義務付けるとともに、「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」①行政文書の整理、②行政文書ファイルに整理し、保存する義務、③行政文書の管理・保存を法律で規定している。

従って、政府諸機関及び都道府県など自治体の活動を記録し保存することは、当然に法律で義務付けられているはずであり、施行済みの事柄である。議事録未作成など、法律以前の問題と言えよう[2]。

2. 大規模地震災害で繰り返される辛苦と対処

大規模地震災害がもたらす被害は、単に多くの死者を発生させることだけではない。ライフラインの途絶は最低限の被災者の「くらし」そのものを不可能にする。辛うじて生き残った被災者が避難した避難所暮らしは、不自由を前提にした緊急避難措置として設定されており、数カ月にもわたる「生活」は、到底耐えられるものではない。

そうしたなか、自衛隊の復旧支援活動やボランティアの支援の様態、避難所生活の様子など、東日本大震災時の様相は、阪神・淡路大震災と類似した状況を伝えている。

避難所暮らしのなかで、最も被災者が困惑した事態は、トイレであった。ライフラインの途絶したなか、水洗トイレは「ただの固定されたバケツ」と化し、排泄場所に困る事態が発生していた。多くの食料支援は、報道されるべき美談である。しかし、水の出ない水洗トイレで排泄できない避難所暮らしの状況を大々的に報道することはなかった。

人間、食べれば、出る！なぜ、食料支援は、大々的に報道され、排泄場所の確保が困難な状況とトイレ支援の必要性はクローズアップされないか。美談になる逸話と尾籠な忌避すべき逸話を選別して知らしめる手法が現実を隠していると言わざるを得ない[3]。

阪神・淡路大震災時の避難所で発生した現状や問題が、東日本大震災でも同じように繰り返され、避難所暮らしの被災者を困惑させている事実は、何を物語るであろうか。

2 この問題に関して、『アーカイブズ』47号に「公文書管理法」の問題としてコメントが掲載されている。武川光夫「公文書管理法の意義と課題～東日本大震災における事例を踏まえて」、村上耕司「東日本大震災に対応するために設置された会議などの議事内容の記録の未作成事案について」の原因分析及び改善策取りまとめについて。

3 せいぜい、阪神・淡路大震災における避難所等のトイレ問題を真正面から見据えた刊行物は、日本トイレ協会監修・神戸国際トイレトピアの会『阪神大震災 トイレパニック～神戸環境局ボランティアの奮闘記～』日経大阪PR企画出版部、1996が存在するくらいである。

我々は、過去の大規模地震災害時に何が惹起し、何に対処し、何を克服したのか、それを伝え、共有する努力を怠ってきたために、毎度・毎度、同様の困惑と辛苦と対処を同じように繰り返すはめになっているのではないか。

3. 被災者対応・対処・支援方法などの共有化の必要性

18年前の兵庫県南部地震は、大都市を襲った直下型大規模地震災害が多く建物の倒壊と大規模火災を引き起こすことを教えてくれた。東北地方太平洋沖地震は、直下型地震とは違った被害をもたらした。建物の被害・液状化減少・地面の陥没や崩落などの現象・災害地に発生する大規模火災とともに、長周期地震動による被害が広範囲にわたること、そのうえに予想を超える津波被害が発生した。そのうえ、福島第一原子力発電所の事故による放射線被害が広範囲に新たな災害を引き起こすことになった。

すなわち、1995年の阪神・淡路大震災及び東日本大震災から学んだ教訓は、大規模な複合災害を大規模地震がもたらすことであった。その結果、大量の被災者が発生し、帰宅すべき家を失い、生活の場を喪失した被災者を大量に生み出すことを我々に見せつけてくれた。

近い将来、発生すると予測される南海トラフ巨大地震による被害予測が内閣府によって公表された[4]。

このような大規模地震災害では、地震発生に伴う被害以上に、地震発生後の対処が問題となる。からくも生き残った被災者にとって、過酷な現実が待っていることになる。この状況のなかで、被災自治体が被災者への支援を担当することになるのである。

被害状況の把握（人的被害・家屋被害・地域環境被害など）、把握すべき事項は多い。これを同じく被災した自治体職員が担当することになる）

市民・区民の避難支援

避難所の運営

被災者の生活維持の確保－仮設住宅建設

復旧活動－ライフライン復旧・がれき処理

復旧支援

・り災証明発行

・義援金受付

・倒壊家屋処理申請 などなど

復興計画の検討

これらの多くは、マニュアル化され多くの自治体内部で共有化されているはずである。このような被災市民・区民への行政サービスは、同じく被災した自治体の職員が当初実務も担当することになる。

4 中央防災会議・防災対策推進検討会議・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが公表した『南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）』、2012.8では、最悪30万人以上の人的被害及び膨大な数の建物被害を想定している。

自治体が作成した災害対応マニュアルは、全市・全区共通の事項しか書かれていない。全市・全区共通マニュアルを活かした支援活動を担当するのは、実務に精通した現場の自治体職員である。

筆者が継続している阪神・淡路大震災関係者聞き取り調査では、被災自治体そのものが大混乱と人的被害を被っており、被災者の支援もままならなかった現実を多くの自治体職員が語ってくれている[5]。

阪神・淡路大震災では、近隣自治体が被災自治体である神戸市の行政業務支援を行っている。全国自治体職員労組の上部団体である全日本自治団体労働組合（自治労）も「復興支援活動」を広範に実施した[6]。

同じように東日本大震災でも、全国の自治体職員が被災地自治体を支援し、自治労も阪神・淡路大震災時と同様に支援活動を展開している。

将来予測される大規模地震災害に向けて、大都市間や全国規模での相互支援体制の整備が緊急課題であろう。

4. 「排泄の尊厳」に関する支援組織の必要性

自治体による被災者支援の原則は、被災者に対して広く平等に適応することである。しかし、現実には、こういった被災者支援マニュアルの画一的な適応は難しい。なぜなら、被災者はけっして平等ではないからである。必ず、被災者のなかに「弱者」が発生する。具体的には、乳幼児・子ども・高齢者・病人・障害者・要援護者などがそれに該当する。

災害時の「弱者」に対する課題たるために設置された内閣府・「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が作成した報告をみても、「排泄の尊厳」に関する記述を見出すことはできない[7]。

筆者が実施している阪神・淡路大震災被災者聞き取り調査のなかでも、上記『トイレパニック』で綴られたような「排泄の尊厳」を脅かす避難所のトイレ状況についての「神話」が数多く語られる。

ライフラインが途絶し、水で流すことができず汚物が盛り上がった水洗トイレを目にした困惑。仮設トイレがいかに使いづらいものであったか。体育館などに設定された避難所で夜間のトイレ移動を咎められるのを恐れて水分を極端に減らす高齢者の存在。そのような避難所内のトイレの復旧のために雄々しく対処したボランティア経験者の体験談。ほとんどが文字化されることもなく、被災者間の「伝説」としてひっそりと「記憶」のなかに残存している。

5 水本・林田裕菜「記憶からたどる阪神・淡路大震災の復旧活動～神戸市長田区職員の聞き取り調査～」『人間文化』27号、2010. 3.

6 全日本自治団体労働組合『神戸へ！～阪神・淡路大震災自治労復興支援活動の記録～』同、1997.

7 災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」内閣府、2006.3

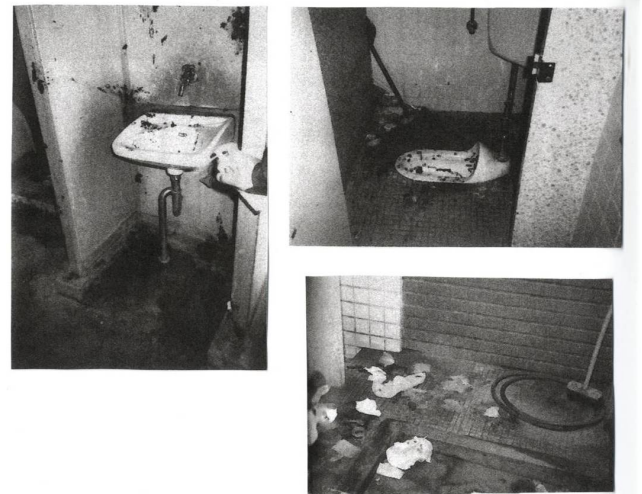


図2 阪神・淡路大震災時の避難所トイレの惨状
（『トイレパニック』掲載写真を転載）

同様の「伝説」は、中越地震や東日本大震災でも語られている。

なぜ、阪神・淡路大震災で避難所経験者がいやというほど体験した「排泄の尊厳」を脅かす「伝説」が、大規模地震災害で取り返し語られる「伝説」として登場するのであるだろうか。

そこには、「排泄の尊厳」に対する「阪神・淡路大震災の教訓」[8]が活かされていない現実がある。単なる被災地支援といった画一的な行政支援では確保されない、災害時の「排泄の尊厳」の確保が課題として浮かび上がってくる。

今まで実施した阪神・淡路大震災時避難所運営に関する一次史料の分析から、以下のような総合的な環境支援が必要であることを抽出できる。

すなわち、国・自治体・ボランティア・避難所・仮設住宅内の自治組織・医師・看護師などが一体となった取り組みが必要なのである。つまり、阪神・淡路大震災の教訓と東日本大震災の教訓を前提にした、空虚な机上プランに堕さない「教訓」を活かした支援体制が必要なのである[9]。

5. 今、何が必要か～震災情報の蓄積～

大規模災害を乗り切るためには、被災者に対峙した現場の対処情報が最も重要である。すなわち、阪神・淡路大震災に対処した現場、東日本大震災に対処した現場は、貴重な被災対処経験則の宝庫といえる。災害マニュアルに記載されない臨機応変な対応経験・対処の実例の多くが見捨て

8 ここでの「阪神・淡路大震災の教訓」とは、当時随所で設営された1000箇所以上にのぼる避難所の現実とそれぞれの運営による対処から学ぶノウハウを指して呼称している。

9 東日本大震災時のトイレ問題については、拙稿「災害時避難所トイレ対策ノウハウの共有化を～横浜国際トイレフォーラム2011に参加して～」『日本トイレ協会ニュース』No.11-4、2012.1を参照されたい。

られる運命にある。

「排泄の尊厳」に関する支援体制を構築するに際して、最も重要視すべきデータは、被災地の現場＝個々の避難所での経験・対処の実例である。これなくしては、被災者の「排泄の尊厳」を確保する支援体制など、まさに「机上のプラン」といえよう。

このように将来の大規模災害の貴重な「教訓」は、どのような状況にあるのであろうか。

- ・守秘義務の屹立する壁の中で放置
- ・保存年限を経過した公文書の破棄
- ・配置転換にともなう現場職員作成資料の破棄
- ・個人情報保護の「美名」のもとに秘匿

このいずれもが、法律違反でもなく通常の措置であり非難されるべき事項でもない。ある意味当然の措置でもある。公文書の多くは法律に基づいて強制的に破棄されていく。結果として、永久保存公文書だけが自治体倉庫に「眠る」結果になる。自治体の責務は、数多く作成された各種報告書で充足されたと認識されているのが実情である。



図3 神戸市職員作成避難所関係史料
(人・街・ながた震災資料室所蔵)

上記の震災資料は、たまたま残存した震災資料であり、いくつかの幸運に恵まれ残存することを辛くも得た資料である。このような被災者と対峙した現場が作成した様々な貴重な震災資料の多くが散逸していく運命にある。一度散逸・廃棄された貴重な資料に記録されていたであろう貴重なデータは、永久に分析不可能になってしまう。

ボランティア・避難所自治組織が作成した震災資料の多くはどのような運命を辿ったのであろうか。避難所が閉所された時点で運営上作成された諸文書は不必要となる。その結果、その時点で破棄されるか、一部関係者によって外部に持ち出されていく[10]。そして所在不明になってしまう

10 このような事例の一つに、神戸市立長田小学校震災資料がある。避難所運営に携わったボランティアリーダーの方から引き継ぐかたちで、現在は

う。

次の資料は、筆者や人・街・長田震災資料室が偶然に見出し保存の手を差し伸べた資料である。

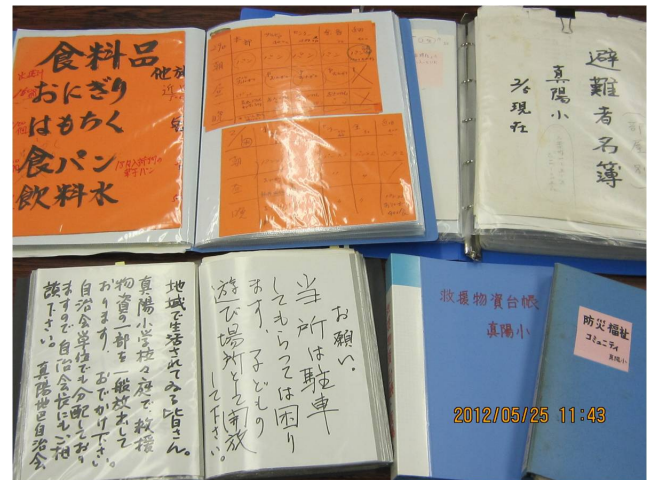


図4 避難所運営に携わった方が保管していた避難所資料
(正賀伸氏旧蔵。神戸市立真陽小学校避難所資料、現在は、人・街・ながた震災資料室所蔵)

現在、兵庫県立人と防災未来センターが所蔵する震災資料は、その多くが2001年度・2002年度に集中的に収集された資料群である[11]。そのほとんどすべての震災資料は、個人情報保護の規制のため非公開である。

その他、震災資料最大の危機は、自治体やボランティア諸団体などが報告書を作成した時点で、その基礎データとなる現場資料の多くは役割を終え、破棄されるか行方不明となる。

学校園に保存されていた震災資料も教職員の度重なる人事異動の結果、所在が不明になり散逸してしまう事例も多い。神戸市など大都市も昨今の少子化の影響で小学校や中学校で統廃合が盛んである。その結果、統廃合の過程で廃校になる学校園に帰属する震災資料は、保存し継承されるべき価値を喪失し、破棄されたり所在不明になる事例も多い[12]。

筆者が保管している。筆者編「神戸市立長田小学校震災資料（岡二郎氏保管資料）目録」『人文学部紀要（神戸学院大学）』31号，2011.3.

11 兵庫県立人と防災未来センター所蔵の震災資料収集に関しては、佐々木和子「兵庫県の震災資料保存活動と今後の課題」『記録と史料』No.8，1997.10，奥村弘『大震災と歴史資料保存～阪神・淡路大震災から東日本大震災へ～』吉川弘文館，2012，第II部第一章・第二章に詳しい。

12 旧神戸市立鶴越小学校の震災資料は破棄され霧散する直前に発見し、現在筆者が保管している。旧神戸市立二葉小学校震災資料は、ごく一部が統廃合後の神戸市立駒ヶ林小学校に継承されたが、移管の際に一部を破棄している。震源地に近い旧北淡町立野島小学校に残存していた震災資料は、筆者が整理しファイルかして統廃合後の移管に備える措置をした。筆者編「淡路市立野島小学校（旧北淡町立野島小学校、現在廃校）震災資料目録」『人文学部紀要（神戸学院大学）』31号，2011.3.

6. 震災資料は誰のもの

日本の中世の寺院について、悩ましき「現実」を如実に示す俚言として、「仏物 寺物 僧物」があることを提示したのは、笠松宏至であった[13]。笠松は日本中世の法と慣習の世界のなかに、「仏物・法物・僧物」の区別があり、しばしばその「互用」を戒めていた事実を鮮やかに解きあかした。

すなわち、信徒が寄進した仏に寄進した財産は「仏物」といえる。寺院には「法物」と称する寺院財産がある。寺院の運営をする僧侶は、しばしばそれらを「僧物」として「盗用」することを戒めたものであった。

震災資料も、笠松が指摘した「仏物・法物・僧物」に似たような図式が存在している。被災者のために作成されたさまざまな文書は、「市民のために」作成されたものである。それを管理したり保管するのは、「法律に依拠しながら」公的機関が行う場合が多い。公的機関では、所属する「人」＝職員が合法的に、破棄・放置・秘匿といった措置をとる。まさに、現代の「仏物・法物・僧物」ではないであろうか。

阪神・淡路大震災時に復旧・支援に尽力した自治体職員は、自らの「経験」や「体験」に守秘義務という^{くひき}頸木を嵌められている。自らの脳裏に蓄積した貴重な経験は、守秘義務という法的規制によって抹殺されている。

避難所になった多くの学校園には、少なからず震災資料が残存していたことが推測される。しかし、17年という時の経過とそれぞれの学校園の事情によって、秘匿・放置され、時には廃棄されている。

阪神・淡路大震災で活躍した各種ボランティア団体も、17年の時の経過のなかで解散したり霧散した場合も多く、貴重な団体の活動記録＝震災資料も破棄されたり流出してしまう結果になっている。

そもそも、歴史学徒を標榜する者にとって、一次史料は研究・分析の基礎であり最も重要なデータである。しかし、多くの歴史研究の場で使用される一次史料は、歴史的な史料であり、100年以上の過去の史料がほとんどである。このような史料は、文中から読み取れる利害関係人がほとんど存在しない場合が多く、現代の法律による頸木から逃れることができている。

震災資料の場合は、現代において作成された文書であり、歴史資料の範疇には入れることができない資料である。記載された内容には個人情報満載であり、利害関係人も存命である場合が多い。そのため、震災資料の扱いは、困難を極め、筆者も2年前まで（2011年3月11日までと言ったほうが妥当であろう）は、阪神・淡路大震災時の震災資料を「後世に残してほしい」と訴え、保存（非公開が当然の措置）することで、散逸・破棄から救出することに主眼

を置いていた。

このような発想は、研究拠点が相違していても通定する共通認識であった。「民間アーカイブ」を標榜する「震災・まちのアーカイブズ」について、菅祥明は、その「目的は、一次資料の収集と保存を通じて『記憶』と『記録』について考えていくことにある」と紹介している[14]。ここに所蔵されている震災資料の多くが、当時ボランティア団体が作成した書類や文書が基礎になっている。この団体が実施した活動のひとつに、神戸市立鷹取中学校の震災資料を調査し目録化を行ったことがあげられる。学校園に保管されている震災資料を調査し歴史学の常套手段である「目録化」を実施した活動は高く評価されるべきである[15]。

また、(財)阪神・淡路大震災記念協会が実施した2000年度・2001年度に集中的に震災資料を収集した震災資料は、兵庫県立人と防災未来センターに移管され、現在に至っている。震災(一次)資料の閲覧要請については、「震災資料が現代資料であることから、プライバシーや著作権等の問題、画像資料の肖像権など多くの問題を含んでいるため公開の判断が難しい」[16]と述べているように、公開に対する制約が多いことを指摘している。

7. おわりに～「震災資料センター（仮称）」の設置を～

神戸市長田区役所内に、震災資料を所蔵する「人・街・ながた震災資料室」がある。長田区内の避難所関係資料や写真資料などを所蔵し、保管している。設置の経緯は、『人・街・ながた～1995.1.17～』に詳しい[17]。震災当時長田区役所内に設置されていた「ボランティアルーム」に残存した震災資料を基礎に、多くの区職員が所蔵する資料の寄贈を受けて現在に至っている。公文書や準公文書扱い書類、私文書、避難所運営日誌など、多種類の震災資料が保管されている。

当時、自治労が全国規模で神戸市職員支援を実施した「復興支援活動」関係書類（自治労中央本部資料）も、東京の自治労本部から移管されて、現在、筆者をはじめ神戸学院大学学生たちの協力のもと整理作業が進行している。

14 菅祥明「沈黙の背後にあるもの～『震災・まちのアーカイブズ』という可能性～」『記録と史料』No.12, 2002.3.

15 「震災・まちのアーカイブズ」は鷹取中学校避難所資料調査を1999年1月に実施している。筆者が2003年度に実施した調査の段階で既に何点か所在不明資料が存在した。そのため、2003年段階で保存されている鷹取中学校避難所資料を全文複写による副本作成作業を行った。筆者・中尾早苗「神戸市立鷹取中学校避難所資料分類目録（稿）」『阪神・淡路大震災後の社会と共生を目指した大学の新しい役割に関する実践的研究報告書』22号, 2005.10 参照。その後、鷹取中学校内に開設されていたコミュニティルーム閉鎖にともない、過半の震災資料が所在不明になっている（当時のボランティアリーダーへの聞き取り調査で判明）。

16 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター資料室「人と防災未来センターにおける震災資料の保存と活用」『記録と史料』No.13, 2002.3. また、2005年には「震災資料の公開に係わる運用基準」を制定し、震災資料活用の道を広げる措置を取った。

17 神戸市長田区役所記録誌編集委員会, 1996.1.

13 笠松宏至『徳政令～中世の法と習慣～』岩波書店, 1983, P.61 以下。



図5 人・街・ながた震災資料室の専用ロッカーに保管されている「自治労中央本部資料」

この「人・街・ながた震災資料室」は、長田区役所職員有志によって運営されており、毎年秋に「震災記録展」を催し所蔵する震災資料を区民に公開する努力を継承している。



図6 長田区役所7階区民ギャラリーにおける震災資料の展示風景

この展示では、公文書・私文書・思い出の品などを含めて多くの震災資料を展示・公開している。現代資料であり、個人情報などが多い資料についても、慎重に個人データを削除する措置を施してできるだけ区民に公開する方針を堅持して現在に至っている。そこには、17年前の大震災の「辛苦」と「苦難」を区民と区役所が共有する姿勢をみてとれる。結果として、震災資料を区民が「共有」という意識を媒介に保存を支えているのである。

神戸大学文学部地域連携センターでも、「震災資料の保存・活用に関する研究会」を開催し、展示も含めた活用の道を探っている[18]。

以上みてきたように、17年前の阪神・淡路大震災時の震災資料も保存に主眼がある活動が主であり、現代文書が持つ法的制約（個人情報保護など）のため、公開に向けた議論がなされる段階であり、活用に向けた議論の方向性も見出せていないのが現状である。

東日本大震災時に作成された多くの震災資料についても、阪神・淡路大震災時の震災資料と同様の道を辿っていくことが想像される。

しかし、次なる大規模地震災害が予測される現在、過去に発生した大規模災害時の貴重な現場資料を保存するとともに、早急な分析を行い、阪神・淡路大震災の「教訓」と東日本大震災の「教訓」を共有化する方策を検討すべき段階にあると考えている。

震災資料が現代文書であり、未だ利害関係人も多く存命しているため法的な制約も多い。

- ・公務員に課せられた守秘義務遵守
- ・個人情報保護の必要性

これらの制約を克服するためには、公的な機関として「震災資料センター（仮称）」を設置し、文字資料としての震災資料やオーラルヒストリーの範疇に入る被災者や関係者の「記憶」データも含めて、集約的な収集の場とすると同時に、専門家による資料整理・内容分析を行うことによって、防災マニュアルや避難所運営マニュアルのような一般化した机上プランではない、被災者の辛苦と苦勞に対処した貴重なノウハウを共有化する場として活用すべき時に来ていると考えている。

付記

本稿には、学術研究助成基金助成金(基盤研究(c))「阪神・淡路大震災と東日本大震災避難所資料の所在調査と比較に関する研究」(平成24年度～平成26年度、課題番号24520787)による調査研究の成果の一部を含んでいる。

参考文献

- 1) 朝日新聞
- 2) 『アーカイブズ』47号。

18 詳しくは、前掲注11奥村著書参照、pp.119～121z

- 3) 日本トイレ協会監修・神戸国際トイレトピアの会『阪神大震災 トイレパニック～神戸環境局ボランティアの奮戦記～』日経大阪 PR 企画出版部, 1996.
- 4) 中央防災会議・防災対策推進検討会議・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ『南海トラフ巨大地震の被害想定について (第一次報告)』, 2012.8.
- 5) 水本・林田怜菜「記憶からたどる阪神・淡路大震災の復旧活動～神戸市長田区職員の聞き取り調査～」『人間文化』27号, 2010.3.
- 6) 全日本自治団体労働組合『神戸へ！～阪神・淡路大震災自治労復興支援活動の記録～』同, 1997.
- 7) 災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」内閣府, 2006.3.
- 8) 水本浩典「災害時避難所トイレ対策ノウハウの共有化を～横浜国際トイレフォーラム 2011 に参加して～」『日本トイレ協会ニュース』No.11-4, 2012.1.
- 9) 水本浩典編「神戸市長田小学校震災資料 (岡二郎氏保管資料) 目録」『人文学部紀要 (神戸学院大学)』31号, 2011.3.
- 10) 佐々木和子「兵庫県の震災資料保存活動と今後の課題」『記録と史料』No.8, 1997.10.
- 11) 奥村弘『大震災と歴史資料保存～阪神・淡路大震災から東日本大震災へ～』吉川弘文館, 2012.
- 12) 水本浩典編「淡路市立野島小学校 (旧北淡町立野島小学校, 現在廃校) 震災資料目録」『人文学部紀要 (神戸学院大学)』31号, 2011.3.
- 13) 笠松宏至『徳政令～中世の法と習慣～』岩波書店, 1983.
- 14) 菅祥明「沈黙の背後にあるもの～『震災・まちのアーカイブズ』という可能性～」『記録と史料』No.12, 2002.3.
- 15) 水本浩典・中尾早苗「神戸市市立鷹取中学校避難所資料分類目録 (稿)」『阪神・淡路大震災後の社会と共生を目指した大学の新しい役割に関する実践的研究報告書』22号, 2005.10.
- 16) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター資料室「人と防災未来センターにおける震災資料の保存と活用」『記録と資料』No.13, 2002.3.